

第3章 加東市の今後の教育 ー総論ー

1. 基本理念

第1期教育振興基本計画に基づき、「【人間力の育成】 -学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！-」を図るため、本市がこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、第2期計画についても、引き続き加東市の教育の基本理念を次のとおりとします。

【人間力の育成】

-学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！-

人間は、自らの学びや他者との学び合いによって、心身共に成長するものです。

人間何歳になっても、「新しいことが分かった」「できた」など自分が変わることの喜びや生きがいを感じるものであり、それが、生涯をとおして学び続ける意欲を高めます。

大人や子どもが共に学ぶ市民の学びを通じた「生きがい」づくりをめざし、市民の「人間力」の向上に努めます。「人間力」とは「自立して力強く生き抜く力」であり、その力は、人権文化に満ちたより良い生涯学習社会を創造し、学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市の実現に繋がっていくものと考えています。

「人間力」とは ～「人間力戦略研究会報告書（平成15年4月内閣府）」より～

■定義

「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義した造語です。

■構成要素の具体例

- ①「基礎学力（主に学校教育を通じて修得される基礎的な知的能力）」、「専門的な知識・ノウハウ」を持ち、自らそれを継続的に高めていく力。また、それらの上に応用力として構築される「論理的思考力」、「創造力」などの知的能力的要素
 - ②「コミュニケーションスキル」、「リーダーシップ」、「公共心」、「規範意識」や「他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高め合う力」などの社会・対人関係力的要素
 - ③これらの要素を十分に発揮するための「意欲」、「忍耐力」や「自分らしい生き方や成功を追求する力」などの自己制御的要素
- などがあげられ、これらを総合的にバランス良く高めることが、人間力を高めることとなります。

本市では、平成21年度から「人間力の育成」をめざし、幼児から高齢者に至るまでの教育を推進してきました。

【学校教育】

学校では、子どもたちに、確かな学力の定着、他者とのかかわりの中で思いやりや命を大切にする豊かな人間性の醸成、健やかな体を育成する教育に取り組み、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の「生きる力^{*}」をバランスよく育成します。学校教育における「人間力」とは、この「生きる力」の理念と合致するものです。「生きる力」を培い、「ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもの育成」をめざします。

【社会教育】

社会教育における「人間力」の育成とは、市民一人一人が心身の健康を基礎として、自立・協働・創造といった健全な社会を維持していくための力を、生涯を通じて修得しようとする態度を育て、「生きがい」づくりを行うことです。

地域社会や各種団体、サークル等における学習やスポーツの活動、各種研修会等をとおして、心身の健康の保持増進と学ぶ喜びを感じる機会を提供し、生涯にわたって学び続ける意欲を培います。また、人と人とのつながりの中で、人間一人一人の価値を認識するとともに、他人を思いやる心を醸成することで、人権が尊重された共生社会の実現をめざします。

そのため、教育行政として、市民のニーズを把握し、①市民が集う、②人間性、個性が高まる、③健康が維持・増進できる、④他人の役に立つ、の4つをねらいとして各種の事業に取り組んでいきます。

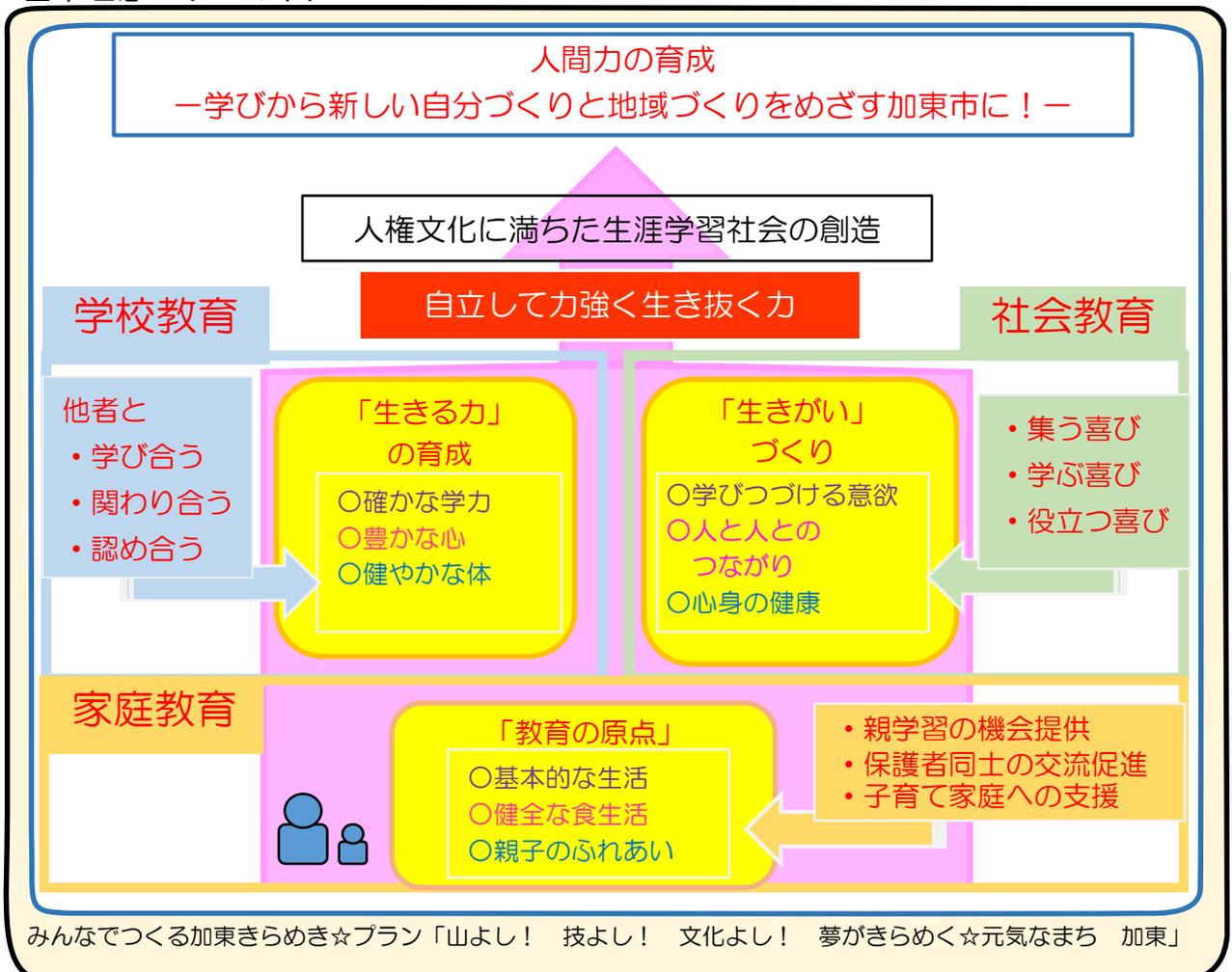
【家庭教育】

家庭教育は、教育の原点であり、家族のふれあいの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を身に付けさせることが重要です。

しかし、核家族化等により家庭の教育力は低下しており、子どもたちの生活・学習習慣の確立に向けた家庭の役割の明確化と、子育て施策と一体となった家庭教育への支援が必要です。

このため、親が親として成長するための学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を支える体制づくりなど、家庭教育への支援に取り組めます。

基本理念のイメージ図



2. 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を定め、それぞれについての基本的認識や方向性について考え方を示します。

基本方針 1. 小中一貫教育をとおして自立した子どもを育む学校教育の充実

少子化に伴う単学級や学級の小規模化や量的・質的な学習内容の充実、心身の発達の早期化、小学校から中学校への円滑な接続等、複雑・多様化する学校教育の課題に対し、本市では未来を生きる子どもたちの新たな教育のあり方として小中一貫教育*を推進します。

各教科をはじめ、運動会や体育祭などの学校行事、道徳等の教育活動すべてにおいて、小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性を重視した教育活動を行い、義務教育9年間をとおして自立した子どもを育みます。

そして、平成33年度の東条地域小中一貫校の開校にむけ、児童生徒が学校生活を円滑にスタートできるような取組に合わせ、保護者や地域住民との連携の一層の強化に努めます。

基本的方向 (1) 社会的自立に向けたキャリア形成の支援

- ① 体験活動をとおして職業観、勤労観を培う進路指導の充実
- ② 家庭や地域と連携した組織的・系統的なキャリア教育の推進

基本的方向 (2) グローバル化に対応した教育の推進

- ① 外国人留学生や姉妹都市の学校との交流等による国際理解教育*の推進
- ② 英語教育の充実
- ③ ICT機器を活用したプレゼンテーション活動の充実

基本的方向 (3) 地域人材や地域資産等を活用した「ふるさと学習」の推進

- ① 地域人材や地域資産*等を活用した、地域に学ぶ「ふるさと学習」の実施

基本的方向 (4) 小中一貫校開校に向けた適切な準備

- ① 小中一貫校開校に向けた児童生徒の交流活動と教職員研修の計画的な実施
- ② 「小中一貫校開校準備委員会」の設置、運営

基本方針 2. 「生きる力」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進

子どもたちに、心身共に健康で、幅広い知識と教養や豊かな情操と道徳心を身につけさせるため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「生きる力^{*}」をバランスよく育成することが大切です。

「確かな学力」が確実に身に付くように、指導方法の工夫改善を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。

また、家庭や地域と連携した体験活動等を取り入れた教育活動を実施し、子どもたちに人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統や文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度など、「豊かな心」を育成していきます。

さらに、子どもたちの体力・運動能力の低下や運動習慣の二極化が指摘される中、「生きる力」の基盤となる「健やかな体」を育成することが重要であり、学校だけでなく家庭や地域社会との連携を図りながら、発達段階に応じた体育、健康教育や食育を推進します。

特別な支援を必要とする子どもたちの可能性をさらに広げ、その子に応じた自立・社会参加に必要な力を育むため、関係機関との緊密な連携を図るネットワークの構築を進めます。

障がいのある子どもの自立と社会参加を促し、地域社会の一員として「生きる力」を育むため、自然や地域社会とのふれあい等の体験活動を推進するとともに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ交流及び共同学習を計画的・組織的・継続的に実施し、相互理解を深めます。

日常的に小中学校教員が児童生徒を見守り支え、情報を共有することで9年間一貫した生徒指導の新たな体制により、生徒指導上の問題の未然防止と早期対応をめざします。

また、学校就学前の子どもたちの学びや育ちについても、「加東市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年～31年度）を踏まえ、幼稚園の認定こども園^{*}化を進めるなど、幼稚園教育及び保育のさらなる充実を図ります。

基本的方向 (1) 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

- ①効果的な授業形態の展開
- ②家庭学習の習慣化
- ③理数教育の充実
- ④特別支援教育の充実
- ⑤就学前教育の充実

基本的方向 (2) 自尊感情や思いやりの心の醸成

- ①発達段階に応じた系統性を重視した体験活動の実施
- ②異年齢交流や縦割り班活動の意図的・計画的な実施
- ③家庭や地域と連携した道徳教育の充実

基本的方向 (3) 心身の健康増進・個性の伸長

- ①小中学校教員の情報共有による一貫した生徒指導の充実
- ②発達段階に応じた学校行事の実施
- ③運動の習慣化と健康教育、地域と連携した食育の推進

基本方針 3. 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立

学校・家庭・地域は、それぞれが子どもたちの成長に関わる当事者として、責任と役割を果たし、互いに連携・協力して、子どもたちの教育に取り組むことが重要です。

そのためには、信頼される学校づくりを実現することは不可欠であり、校長のリーダーシップのもと、教育課題に対して迅速かつ組織的に対応するとともに、保護者や地域住民に対して積極的に情報公開を行い、説明責任を果たし、開かれた学校づくりを進めることが重要です。

このため、教職員には、子どもが抱える問題や多様化する保護者の要望に適切に対応するとともに、教育の専門家として実践的な研修等を通じて教職員一人一人が資質向上に努めることが求められています。

学校評価等を通じて、開かれた学校づくりを進めるとともに、小中一貫教育*を推進することで教職員の協働体制を確立し、学校の組織力の向上を進めます。

また、子どもたちの登下校の安全確保も含めて、学校生活を安全・安心に送れるよう計画的に適切な学習環境の整備・充実を図ります。

子どもたちは、学校・家庭・地域など様々な場で、多くの人との交流をとおして学び成長していきます。子どもたちが多様な体験や交流を経験し、豊かな成長が遂げられるよう、学校・家庭・地域が連携・協力し、一体となって子どもたちの教育に取り組むことが大切であり、今後も広範な人々の参画を得た取組を進めていきます。

教育の原点は家庭教育です。保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、家族のふれあいの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し、道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を確立することは、「生きる力*」を育成する上で重要な役割を担っています。教育の原点である家庭教育の自主性を尊重しつつ、すべての保護者が自信を持ち、安心して子育てができるよう、様々な教育活動をとおして、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

基本的方向 (1) 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

- ①計画的・継続的な教職員研修の実施
- ②保護者や地域住民に開かれた学校づくり
- ③教職員の円滑な職務遂行のための職場環境の整備

基本的方向 (2) 安全・安心で信頼される学校づくり

- ①保護者や地域住民の参画を得た学校行事の積極的な実施
- ②子どもたちが安全な環境の中で、安心して学べる学校づくり
- ③学校教育施設や教材等の教育環境や就学支援の充実

基本的方向 (3) 子どもたちの健全な成長を見守り支える体制づくり

- ①学校・家庭・地域と社会教育関係機関が一体となった環境づくり
- ②子どもと子育て家庭とを支える仕組みづくり

基本的方向 (4) 家庭の教育力の向上

- ①親の学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を見守る体制づくり

基本方針 4. 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成

市民一人一人が、生涯を通じて健康で趣味を楽しみ教養を高め、生きがいを持って生活を送ることができる生涯学習社会をめざします。

そのため、市民一人一人が様々な学びの機会を得て、生きる喜びや感動を味わうことができるよう、芸術・文化・スポーツ等に関する社会教育を充実させるとともに、学習の成果を地域活動などに還元できる仕組みづくりを行います。

また、スポーツは、健康を増進し、人生を豊かにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものであり、市民誰もがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できる環境整備に努めます。

さらに、高齢者人口がますます増加する現状にあって、高齢者を一律に扱うことなく、その意欲態度に応じて、地域社会への参加や貢献ができる場の提供に努めます。

基本的方向 (1) 生涯を通じた学びの機会・場の提供

- ①各年代に応じた学習や活動の支援
- ②社会教育関係団体の支援
- ③芸術・文化活動の振興
- ④芸術・文化団体の支援

基本的方向 (2) 文化財保護の推進と活用

- ①文化財の保護・活用

基本的方向 (3) 生涯スポーツの普及と振興

- ①生涯スポーツの振興とコミュニティづくりの支援
- ②スポーツ団体の支援

基本的方向 (4) 社会教育・体育関係施設の管理・運営

- ①社会教育・体育関係施設の管理・運営

基本的方向 (5) 市立図書館の充実

- ①資料提供・情報提供の充実
- ②魅力ある蔵書の整備・充実
- ③図書館利用の推進

基本方針 5. 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造

人権とは、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない最低限の権利です。

人権教育及び人権啓発の推進にあたっては、「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」（平成22～31年度）に基づき、同和問題を人権問題の重要な柱に据えて、さまざまな人権にかかわる課題の解決にむけて、計画的・総合的に取り組みます。

また、市民一人一人の人権が尊重される自由で平等な社会づくりにむけて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく、「共生社会と人権文化の創造」をめざします。さらには、いじめや殺傷事件など、子どもたちの人権感覚*の欠落が心配されていることから、「絶対人権感覚」に着目した幼児期における人権教育に取り組むとともに、児童生徒を対象とした人権教育講演会も引き続き実施します。

また、「第2次加東市男女共同参画プラン」（平成26～30年度）に基づき、市民一人一人が男女共同参画について正しい認識をもち、性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる協働のまちづくりに取り組みます。

基本的方向 (1)豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発 *「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」より

人権施策の基本理念

(1) 「ひとごと」から「わがこと」へ

すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決にむけて行動する社会をめざします。

(2) 共生による「人権文化」の創造

暮らしの中で、すべての市民がお互いの価値観の違いや多様性を認め合い、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず能力を発揮できる社会をめざします。

(3) 協働と連携による「人権のまちづくり」

地域や家庭のきずなを大切にし、行政、教育、NPOなど、さまざまな機関、団体が人権問題の解決にむけて有機的に連携できる社会をめざします。

人権施策の方向性

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①人権教育・啓発の推進 | ②人権尊重の視点に立った行政の推進 |
| ③人権教育の学習資料の提供 | ④人権教育指導者の充実 |
| ⑤各種団体が取り組む人権学習への支援 | ⑥相談支援体制の充実 |

基本的方向 (2)男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり

*「第2次加東市男女共同参画プラン」より

男女共同参画の基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女がお互いにその人権を尊重し、男女の差別をなくし、一人の人間として個性と能力を発揮できる社会をめざします。

(2) 地域社会における制度または慣行についての配慮

「男だから」「女だから」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動に参画できるように社会の制度や慣行に配慮しつつ、見直しを図ります。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、さまざまな方針の決定に参画できる社会をめざします。

(4) 家庭生活における活動と仕事・地域活動などの両立

男女が対等な家族の構成員として、お互いに協力して家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動などが両立できるような社会をめざします。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女がお互いの性差についての理解を深め、それぞれの意思が尊重される環境のなかで、だれもが生涯を通じて健康な生活を送ることをめざします。

男女共同参画の基本目標

- ①人権尊重と男女共同参画の意識づくり
- ②あらゆる分野へ参画できる機会づくり
- ③男女がともに豊かに働ける環境づくり
- ④だれもが安心して暮らせる地域づくり